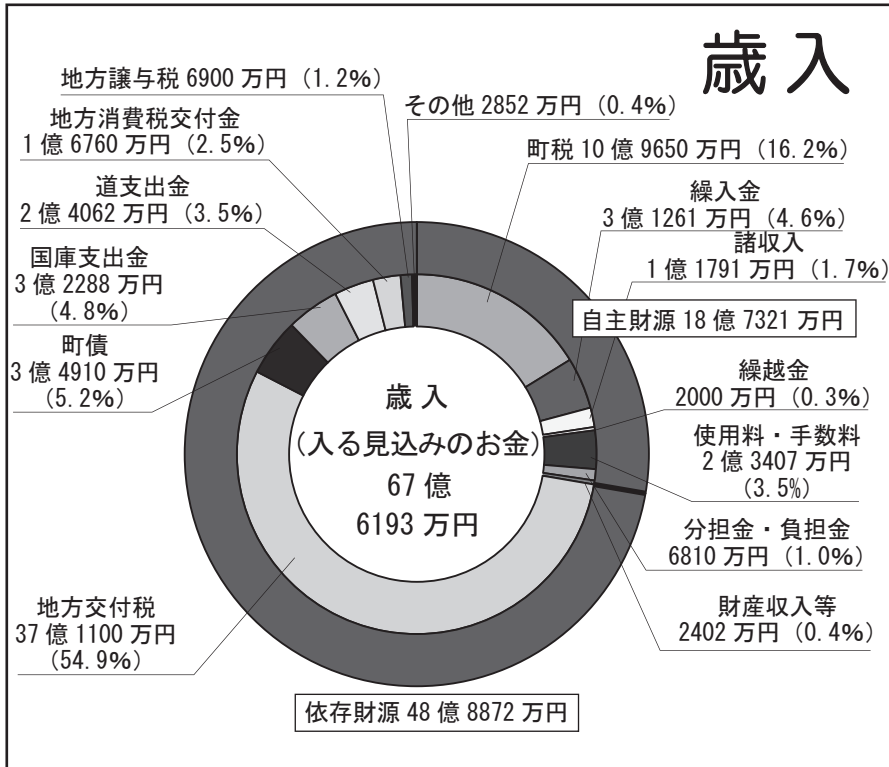


平成
26年度

まちの 予 算

■問合せ 税務財政課財政グループ
☎74-3003



平成26年第1回洞爺湖町議会定例会が、3月6日から14日まで開催され、平成26年度当初予算が可決されました。

本年は、4月22日任期満了に伴う町長選挙の年であることから、「行政と予算案の大綱」として、継続審議を中心とした骨格予算としました。

本年度予算の概要を紹介します。

平成26年度 会計別予算額 (単位:万円、%)

会計名	平成26年度 予算額	平成25年度 予算額	増減額	増減率
一般会計	67億6193	66億6022	1億171	1.5
特別会計	37億2144	35億7312	1億4832	4.2
国民健康保険	15億9172	15億7340	1832	1.2
公共下水道事業	8億6608	8億2724	3884	4.7
介護保険	10億475	9億4978	5497	5.8
簡易水道事業	9318	8077	1241	15.4
後期高齢者医療	1億6571	1億4193	2378	16.8
水道事業会計				
収益的収支	3億2275	2億942	1億1333	54.1
資本的支出	3億9074	4737	3億4337	724.8
合計	111億9686	104億9013	7億673	6.7

用語解説

■ 町の会計の中心となるのが一般会計です。行政運営の基本となる経費の全てを計上したもので、町行政の目的を達成するために必要な経費を經理する会計です。行政サービスのほとんどが、一般会計で賄われています。

特別会計は、町が特定の事業を行う場合その他特定の収入を特定の支出に充て一般の歳入歳出と区分して經理する必要がある場合など、一般会計と分けて町が条例で設置することができる会計のことを言います。洞爺湖町には、国民健康保険、公共下水道事業、介護保険、簡易水道事業、後期高齢者医療の5つの特別会計があります。

■ 企業会計は、独立採算性を原則とする、一般的には、株式会社等の民間企業における会計をいうもので、民間企業に近い事業を行う場合に設置される会計で水道事業会計がこれに該当します。